

対馬市島っこ留学制度 募集要項（平成30年4月留学）

1 この制度は、対馬市内の小学校・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、対馬市内の受入れ保護者（以下「里親」という。）の協力を得て受入れを実施し、対馬特有の自然環境及び歴史文化、国際交流等のなか様々な体験学習を通して心身共に健康な、児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

2 募集基準

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 対馬の勇壮な大自然の中で、様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 小学3年生から中学3年生までの児童生徒
- (5) 留学生受入校は対馬市立西小学校・西部中学校（その他の学校も相談可能）
- (6) 募集人数は4名程度

3 契約と留学期間

- (1) 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。ただし、継続を希望する場合は、推進協議会と協議のうえ判断し、契約を更新することができます。
- (2) 契約は、島っこ留学推進協議会（以下「推進協議会」という。）が立ち会いのうえ、留学生の実親と里親間で行い、契約事項を誠実に守ることとします。

4 留学に関わる費用

- (1) 留学生の実親は、委託料として一人あたり月額3万円を毎月25日までに翌月分（前納）納入していただきます。
- (2) 学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費及びその他児童・生徒にかかるものは、実親負担です。
- (3) (2)については、実親と里親が協議のうえ、概算で預かり別途精算します。

5 里親

- (1) 里親は、留学生を家族の一員として、他の家族と区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、心身の健全な成長を願い、養育にあたります。
- (2) 里親は、学校運営に対し実親と同様の立場で参加します。また、里親は実親との連絡を密にして、留学生に対し適切な対応を心がけます。
- (3) 里親は、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。もし発生した場合には、里親が適切な処置を行うとともに推進協議会に報告し、両者協議のうえ対応します。
- (4) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとしていますが、滞在しようとする場合は、実親と里親が協議して決定します。

6 解約

次の事項に該当する場合は、推進協議会の立会いのうえで解約することができます。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書に虚偽があるとき

7 その他

- (1) この要項及び対馬市島っこ留学制度実施要項に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、里親、推進協議会が協議のうえ善処することとします。
- (2) この要項は平成29年6月21日より施行します。